

本日、11月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、去る10月27日、薨去されました三笠宮崇仁親王殿下に対し、謹んで哀悼の意を表し、県民の皆様方とともに心から御冥福をお祈り申し上げます。

ただいま提出いたしました議案の説明とあわせ、当面する県政の重要課題について御報告を申し上げ、議員各位を初め県民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

まず、活断層地震への対応について、去る10月21日、本県と同時被災を受けない隔遠地間では全国初の相互応援協定を締結いたしております鳥取県の中部で、震度6弱を観測する地震が発生いたしました。

県では、直ちに支援本部を設置し、協定により、鳥取県の要請を待たず、同日、連絡調整要員及び消防防災航空隊員6名を鳥取県庁に派遣したことを皮切りに、これまで、応急危険度判定士や住家被害認定調査員、保健師など総勢140名の人的支援や、ブルーシート、また土のう袋といった物的支援を実施いたしてまいりました。

支援に当たり御協力賜りました市町村初め、県及び市町村社会福祉協議会、県トラック協会など関係団体の皆様方に対し、心から感謝を申し上げたいと存じます。

熊本、鳥取と相次いだ大規模な活断層地震におけるさまざまな被災地支援を通じ、直下型の強い揺れへの備えや大規模災害時の応援・受援体制の重要性を再認識したところであります。

このため、県では、去る10月31日、全国の第一線で御活躍の学識経験者で構成する中央構造線活断層被害想定検討委員会を発足いたしました。

今後、当委員会におきまして、熱心な御議論、御検討をいただき、年度内には震度分布図を、来年8月末までには被害想定を策定、公表することとし、これをもとに、活断層地震に備える防災・減災対策の一層の充実強化にしっかりと取り組んでまいります。

次に、国際交流の推進につきまして、来る2017年、本県がドイツ・ニーダーザクセン州と友好交流提携を締結してから10周年という大きな節目を迎えようとしております。

県では、板東俘虜収容所における奇跡の交流「板東の奇跡」を礎とし、経済、文化、スポーツ、教育、学術など幅広い分野での交流を通じ築いてまいりましたきずなをさらに深めるため、2019年の板東俘虜収容所関係資料のユネスコの世界の記憶への登録や、2020年東京オリンピック・パラリンピックホストタウン構想におけるドイツを交流相手国としたキャンプ地の誘致に積極的に取り組んでおります。

こうした取り組みを次世代へとしっかりとつないでいくためには、そのきず

など本県の魅力を国内外へと強くアピールすることが重要となってまいります。

そこで、来年3月20日から州都ハノーバーで日本をパートナーカントリーとして開催されます世界最大級のIT関連国際見本市CeBIT2017に徳島県ブースを出展するとともに、平成29年度には、ニーダーザクセン州友好交流提携10周年記念事業として、私を団長とする公式訪問団を派遣、さらには、世界最大級の産業技術見本市ハノーバーメッセ2017に出展すべく、その準備に着手することといたします。

本県とニーダーザクセン州、さらにはドイツとのきずなをより強固なものとするとともに、徳島が誇る産業技術を世界に強力に発信することで、10周年にふさわしい交流新時代のスタートが切れますように、しっかりと取り組んでまいります。

次に、関西ワールドマスタースゲームズ2021につきまして、去る10月26日、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックに続き2021年に開催される世界最高峰の生涯スポーツの国際総合競技大会、関西ワールドマスタースゲームズの組織委員会総会が開催され、開催競技種目とそれぞれの開催地が発表されました。

本県では、カヌー、トライアスロン、アクアスロン、ウエイトリフティング、ボウリング、ゴルフの6競技種目の開催が決定いたしますとともに、とくしまマラソンが、開催直前を彩るデモンストレーション競技として位置づけられたところであり、徳島ならではの海、山、川など豊かな自然を生かした競技で、国内外のアスリートの皆様をお迎えすることといたします。

今後、アスリートの皆様方に最高のパフォーマンスを発揮していただくことはもとより、御来県いただく全ての皆様を、四国遍路で育まれましたお接待の心でお迎えすることで、本県の魅力を十分に御堪能いただけるよう、関係市・町、競技団体を初めとする関係者と連携し、鋭意準備を進めてまいります。

続きまして、主な事業につきまして御報告を申し上げます。

第1点は、地方創生の旗手！「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現であります。

まず、新しい人の流れづくりにつきましては、我が国にとって待ったなしの課題である人口減少の克服と東京一極集中の是正には、地方への新しい人の流れの創出が大きな鍵を握るところであります。

このため、私を初め13県の知事で組織いたします日本創生のための将来世代応援知事同盟では、若い世代が地方で暮らし、結婚し、子供を産み育てることができる社会の実現に創意工夫を凝らしているところであり、来る12月18日、戦略的連携実践の一環といたしまして、若者の地方への移住を促進する「いいね！地方の暮らしフェア」を、本県が幹事県を務め、東京国際フォーラムで開

催いたします。

このフェアでは、東京圏の若い世代に、本県を初めとする地方での子育ての意義や価値を丁寧に御説明するとともに、v s 東京のコンセプトのもと、自然や食、伝統文化など、東京にはない本県ならではの魅力を強力に発信いたしてまいります。

今後とも、あらゆる世代のニーズを的確に捉えた意欲的な実践を通じ、とくしま回帰の加速、ひいては一億総活躍の実現にしっかりとつなげてまいります。

次に、民泊の推進につきまして、現在、国においては、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、民泊サービスの拡大に向けた検討が進められております。

本県では、全国に先駆け設置した徳島県規制改革会議から、平時は民泊、いざ発災時には避難所としてつなぎ目なく利用する徳島ならではのシームレス民泊など、民泊推進に向けた御提言をいただきますとともに、さきの9月定例会において関係条例を改正し、簡易宿泊所の施設設備基準の規制緩和を実施いたしております。

さらに、今月10日には、東部、南部、西部の県内3圏域から、地域活性化に取り組む有識者の方々に御参画をいただき、徳島県民泊推進会議を創設したところであり、交流人口や外国人誘客の拡大へ大きな可能性を秘めた民泊のさらなる活性化に向け、この会議を核に、地域の推進団体を初め関係機関との積極的な連携を図ってまいります。

今後とも、消費者目線、現場主義にしっかりと軸足を置き、既成概念にとらわれない大胆な規制緩和の実践を通じ、徳島ならではの民泊を積極的に推進いたしてまいります。

第2点は、未来を創る！「経済・好循環とくしま」の実現であります。

まず、農林水産業の成長産業化につきましては、本県では、徳島大学を初め阿南工業高等専門学校や民間事業者との産学官連携協定により、アグリサイエンスゾーン及びマリンサイエンスゾーンを構築し、次代を担う農業及び漁業人材の育成や最先端技術による研究、実証に積極的に取り組んでおります。

加えて、去る11月22日、県、徳島大学、鳴門教育大学、徳島県建築士会、徳島県森林づくり推進機構の5者により、林業の成長産業化及び関連産業の振興に関する協定を締結し、木材利用創造センターを核としたフォレストサイエンスゾーンを構築することといたしました。これにより、林業人材のさらなる増加を目指す林業アカデミーの拡充や、木材を原料にさまざまな分野での利用が期待されますセルロースナノファイバーの実用化など、互いの強みを生かした取り組みを一体的に推進いたしてまいります。

今後、農林水産3分野におけるサイエンスゾーンの相乗効果により、もうかる農林水産業の実現に向け、新たなイノベーションの創出を加速いたしてまい

ります。

次に、産業人材の育成につきまして、若い世代のものづくり離れや技術者の高齢化により、地場産業を支える高度な技能の維持、継承が危惧される中、本県では、小学校への技能士の派遣やインターンシップなどキャリア教育を積極的に推進しており、このたび、若年者のものづくりに対する意識と技能のさらなる向上を図るため、11月3日、7日、12日の3日間、県立中央テクノスクールをメイン会場に、徳島県若年者技能競技大会を初開催いたしました。

若き未来の技能者である、テクノスクールを初め県内の工業高校、専門学校などの選手の皆様には、日ごろ鍛えた技能を存分に発揮していただいたところであり、そのひたむきな姿を通じ、多くの方々に改めてものづくりのすばらしさを認識していただくことができました。

今後とも、本大会を契機に、23歳以下の若い技能者が日本一を競う技能五輪全国大会への積極的な出場につなげるなど、次代の担い手となるものづくり人材の育成にしっかりと取り組んでまいります。

第3点は、未来を守る！「安全安心・強靱とくしま」の実現であります。

まず、防災メモリアルイヤーの取り組みにつきまして、徳島にとって戦後最大の自然災害、昭和南海地震から70年の節目の年である本年を防災メモリアルイヤーと位置づけ、過去の歴史に学ぶさまざまな啓発行事や、自助、共助、公助が一体となった訓練などを通じ、県民の皆様の防災意識の向上と防災力の強化に取り組んでおります。

こうした年間の取り組みを締めくくる行事といたしまして、昭和南海地震発災日に当たる12月21日、アスティとくしまにおいて、昭和南海地震70年の集いを開催いたします。

この行事では、これまでの70年を振り返る式典を初め、さまざまな被災地支援に取り組まれているアルピニストの野口健氏を招いた講演会や、災害時における快適なトイレ環境について考えるシンポジウムを通じ、防災・減災の大切さについて改めて見詰め直す機会としてまいります。

今後とも、大規模災害時の死者ゼロの実現に向け、県民の皆様の意識や実践力の向上による自助の強化、地域で支え合う共助の活性化、公助の対応力強化など、県民総ぐるみによる防災・減災体制の構築に全力で取り組んでまいります。

次に、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の制定につきまして、地球温暖化に伴う気候変動などにより今後発生が懸念される深刻な洪水及び渇水のみならず、流域の水に関する諸課題に対応するため、治水の上に利水が成り立つとの考えに基づく、全国初となる徳島県治水及び利水等流域における水管理条例案を今定例会に提出いたしました。

この条例案では、基本理念といたしまして、あらゆる災害を見据えた強靱な

県土づくりによる県民の安全・安心の確保、治水対策を最優先とした健全な水循環による最大限の恩恵の享受、水にかかわる歴史や文化を未来へ引き継ぐ水教育の推進を掲げ、治水、利水、水循環・環境、災害対応及び水教育を5本の柱として、県を挙げた施策を展開することといたしております。

また、計画の約3倍に達する土砂が堆積し、将来にわたる貯水池機能の安定維持が極めて重要な課題となっております長安ロダムにつきまして、大規模な土砂流入にも対応可能なベルトコンベヤー運搬を核とする恒久的堆砂対策の早期着手について、国に対し強力的に政策提言を行ってまいりました。その結果、今年24日に開催されました那賀川学識者会議におきまして、平成29年度から平成40年度を整備期間とする事業計画が認められ、具現化への道筋が明示されました。

今後とも、国はもとより、関係機関との緊密な連携のもと、徳島から全国を先導する新たな水管理を築いていくとの強い気概を持って、県民の安全で豊かな暮らしの実現にしっかりと取り組んでまいりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、四国横断自動車道につきまして、本県の経済、産業の発展はもとより、災害時の緊急輸送道路となる命の道、活力の道として、その早期整備による企業立地などの取り組みと連携いたしましたストック効果の発現と開通見通しの公表について、国に対し提言してまいりましたところ、今年21日、新直轄区間では初めて、徳島東一津田間が平成32年度に開通する見通しとの発表がなされました。

平成31年度の徳島ジャンクション―徳島東間に続く徳島東一津田間の開通は、津田地区に新たな陸海空への結節点を生み出し、津田地区活性化計画に基づく産業拠点の形成、さらには四国横断自動車道や阿南安芸自動車道の南伸に向け、大きな弾みとなるものであります。

道路はつながってこそ、その機能を最大限に発揮いたしますことから、命の道、活力の道の日も早い開通に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

第4点は、未来へつなぐ！「環境首都・新次元とくしま」の実現であります。

さきの9月定例会での御論議も踏まえ、去る10月7日、国に対し、パリ協定の早期批准などについて、自然エネルギー協議会会長として強く緊急提言を実施いたしましたところ、今年8日、国連への受諾書寄託により、ついに批准手続が完了いたしましたところであります。

いよいよ世界が気候変動対策への新たなスタートを切る中、一步先の未来を見据え制定いたしました全国初の徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例には、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されていない適応策を、国に先駆け、緩和策とともに両輪として位置づけたところであり、先進的な取り組みとして、専門家や全国の地方自治体から注目を集め、高い御評価

をいただいているところであります。

県では、来年1月からの施行に向け、この条例を広く県民の皆様方に親しんでいただき、気候変動対策への御理解をより一層深めていただくため、条例の愛称を広く公募したところであり、この結果、県内外から117点もの御応募をいただきました。命名に当たりましては、若者が持つ柔軟な発想や感性を積極的に取り入れるため、県内で地球温暖化対策に関する活動や企画提案などを行うとくしま環境若者ネットワークの皆様からも御意見をいただき、このたび、「すだちくん未来の地球条例」と決定いたしましたところであります。

今後、当該条例を本県気候変動対策の羅針盤として、全国のモデルとなる挑戦的な取り組みを展開し、脱炭素社会の実現に全力を傾注いたしてまいります。

第5点は、未来を支える！「みんなが元気・輝きとくしま」の実現であります。

医療の高度化、専門化が進む中、県民の皆様への安全で質の高い医療サービスの提供において、特定看護分野の熟練の技術と知識を有する認定看護師の養成は大変重要であり、このたび、徳島文理大学に、本県の重要健康課題であります糖尿病対策に資する糖尿病看護認定看護師教育課程が開設され、平成29年5月、開講する運びとなりました。

このたびの開設は、徳島文理大学、県看護協会、県など関係機関がオール徳島での取り組みを進めた結果、実現したものであり、全国でも2カ所のみが開講となります。これにより、今後、よりきめ細やかで質の高い医療サービスの提供が実現し、糖尿病の重症化予防と死亡率低減に向けた取り組みが大きく前進するものと期待いたします。

今後とも、関係機関との緊密な連携のもと、県民の皆様へ安心して確かな医療を提供できる体制の確保にしっかりと取り組んでまいります。

第6点は、世界に羽ばたく！「まなび・成長とくしま」の実現であります。

まず、高校の再編統合につきまして、本県では、高校再編方針に基づく計画的な取り組みを進めており、このたび、阿南工業高校と新野高校を再編統合し平成30年度に開校する新設高校の校名につきまして、広く一般公募するとともに、両校の生徒の声も反映し選考した結果、阿南光高校と決定いたしました。

阿南光高校では、6次産業化を初めとした農商工一体の特色ある教育の展開を目指し、産業創造科と工業科を設置するとともに、徳島大学との連携協定による新たなキャリアパスシステムの構築や、新野キャンパスを徳島大学サテライトキャンパスとする全国に類のない高大接続教育の常時展開、さらには、産業界と連携した研究開発に取り組むことといたしております。加えて、学校施設の地域開放による地域のにぎわい創出にも積極的に取り組むなど、新次元のキャンパスを創造いたしてまいります。

今後、阿南光高校が、活力と魅力にあふれた教育を展開し、地方創生の原動

力となる人財を育成する学校となりますよう、鋭意準備を進めてまいります。

次に、グローバル人材の育成につきまして、本県では、グローバル化が急速に進む中、児童生徒の国際的な視野や感覚を育むため、海外との姉妹校提携や教育旅行の受け入れなど、国際交流を積極的に推進しており、去る11月25日、徳島科学技術高校とドイツ・ニーダーザクセン州ブリンクシュトラーク職業高校との間で、新たな姉妹校提携を締結いたしました。

来る2017年、本県とニーダーザクセン州との友好交流提携10周年を迎えるに当たり、互いの高校での姉妹校提携はこれで3校目となり、今後、両国の生徒が、文化、スポーツ、科学技術を中心とした活発な交流を通しまして、これまでの教育交流の中で培われてまいりましたきずなをより強固なものとし、日本とドイツとの大きなかけ橋となっただけのものにと期待いたしているところでもあります。

今後とも、世界を舞台に活躍することのできるグローバル人材のさらなる育成に全力で取り組んでまいります。

第7点は、世界を魅了！「大胆素敵・躍動とくしま」の実現であります。

去る10月29日、日本との国交樹立50周年を記念し、シンガポールで開催されましたS J 50 M A T S U R Iにおいて、世界に誇る伝統芸能阿波おどりを10万人を超える来場者に披露するとともに、4K映像により、豊かな自然や伝統文化など本県の魅力を余すことなく発信いたしました。

また、11月2日に開催されました日本秋祭 i n 香港では、県内事業者の皆様方と連携し、現地旅行会社に対し、なると金時や半田そうめんなどを用いた料理や地酒の提供に加え、阿波おどりを活用した観光プロモーションを実施し、さらには現地旅行雑誌を活用した情報発信を行うなど、徳島の魅力を積極的に売り込んでまいりました。

こうした取り組みを通じ、現地の皆様に徳島を強烈に印象づけるとともに、本県への新たな旅行商品の造成や個人旅行者の誘客に確かな手応えを感じたところでもあります。

今後とも、訪日市場として成長著しい東アジアや東南アジアを初め、世界に向け、徳島ならではの魅力を積極的に発信し、新たなゴールデンルートは徳島からと言われるよう、外国人観光誘客に全力で取り組んでまいります。

次に、今回提出いたしております議案の主なものについて御説明申し上げます。

第1号議案は一般会計、第2号議案は企業会計についての補正予算であり、予算以外の提出案件といたしましては、条例案9件、その他の案件6件であります。

第9号議案は、未来の豊かな住環境の創造に向けた住生活の安定確保及び向上に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県住環境未来創造基金を設置

するものであります。

第15号議案より第17号議案は、公の施設管理運営に住民サービスの向上と経費の節減を図るために導入している指定管理者制度において、本年度で期間が満了する3施設について、平成29年度からの指定管理者を指定するものであります。

以上、概略御説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の説明書などを御参照願うこととし、また御審議を通じまして御説明を申し上げたいと存じます。十分御審議くださいまして、原案どおり御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。